

新生「会社法」の 気になる用語Q & A (4)

制度調査部
横山 淳

「社外取締役」、「社外監査役」、「役員」

【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「役員」、「役員等」、「業務執行取締役」、「社外取締役・社外監査役」を紹介する。

【目次】

Q 1：会社法上、「役員」とは誰を指すのか？

Q 2：会社法では「役員」とは別に「役員等」という用語もあるようだが、これは誰を指しているのか？

Q 3：「業務執行取締役」とは何か？

Q 4：会社法で「社外取締役」の要件は変わったのか？

Q 5：会社法で「社外監査役」の要件は変わったのか？

はじめに

2005年6月29日、商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、「役員」、「役員等」、「業務執行取締役」、「社外取締役・社外監査役」を取り上げる。

Q 1：会社法上、「役員」とは誰を指すのか？

A 1 会社法上は、取締役、会計参与、監査役が「役員」に該当する。



新生「会社法」では、株式会社の機関・役職を示すものとして「役員」という用語を設けている。現行の商法でも「役員」という表現自体は見受けられるが（商法 499 など）、株式会社の機関・役職を占めずものではない。

会社法上の「役員」としては、具体的には、次の ～ が該当する（会社法 329）。

取締役
会計参与
監査役

会社法が定める「役員」に関する主な規定としては次のものが挙げられる。

「役員」の選任手続（会社法 329）
「役員」と株式会社の法律関係（会社法 330）
「役員」の解任手続（会社法 339）
債権者による取締役会議事録、監査役会議事録の閲覧請求権（会社法 371、394）
「役員」の解任の訴え（会社法 854）

なお、委員会設置会社の執行役は、会社法上の「役員」には含まれていない。ただし、「役員等」には含まれることになる。この点はQ 2を参照されたい。

Q 2 : 会社法では「役員」とは別に「役員等」という用語もあるようだが、これは誰を指しているのか？

A 2 会社法上は、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人が「役員等」に該当する。

会社法では、Q 1で紹介した「役員」のほかに、「役員等」という用語も設けられている。

会社法上の「役員等」としては、具体的には、次の ～ が該当する（会社法 423）。

取締役
会計参与
監査役
執行役
会計監査人

つまり、会社法では、「役員」に執行役、会計監査人を加えた者を「役員等」と定義しているのである。「役員等」という用語は、主に損害賠償責任、責任の一部免除、株主代表訴訟などに関連して用いられている（会社法 423、425、847 など）。

Q 3 : 「業務執行取締役」とは何か？

A 3 会社の業務の執行を行う取締役のこと。会社法では、具体的に、代表取締役、取締役会決議で業務を執行する取締役として選定された者、業務を執行したその他の取締役を挙げている。

一般に、業務執行を担当する取締役のことを「業務執行取締役」あるいは「業務担当取締役」と呼ぶことが多い。

会社法では、法律上の用語として「業務執行取締役」を定め、具体的には次のように定義している¹（会社法 25 五）。

代表取締役

代表取締役以外の取締役で、取締役会決議によって業務を執行する取締役として選定された者
業務を執行したその他の取締役

なお、会社法上の「業務執行取締役」は、主に「社外取締役」の要件（会社法 25 五、次の Q 4 参照）や違法配当等に関する責任（会社法 462）などに関連して用いられている。

Q 4 : 会社法で、「社外取締役」の要件は変わったのか？

A 4 実質的には、大きな変更はない。

会社法では、「社外取締役」を次のように定義している（会社法 25 五）。

株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（…中略…）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

上記の定義を、「社外取締役」となることが認められない者という観点から整理し直して、現行商法と比較すると次のようになる（会社法 25 五、商法 188 七ノ二）。

¹ 現行商法では法律上「業務執行取締役」という用語は存在しないが、「業務ヲ執行スル取締役」などの表現で同様の概念が示されている（商法 188 七ノ二）。なお、現行商法上、「会社ノ業務ヲ執行」する取締役としては、次のものが該当するとされている（商法 260 ）

代表取締役

代表取締役以外の取締役で、取締役会決議により会社の業務を執行する取締役に指名され、その指名を受諾した者
また、上記以外の取締役でも業務を執行した場合には、「社外取締役」の判断に当たっては「会社ノ業務ヲ執行」する取締役とみなすこととされている（商法 260 ）。

【社外取締役となることができない者】

会社法	現行商法
その会社の業務執行取締役	業務を執行する取締役
その会社の執行役	-
その会社の支配人その他の使用人	その会社の支配人その他の使用人
子会社の業務執行取締役	子会社の業務を執行する取締役
子会社の執行役	子会社の執行役
子会社の支配人その他の使用人	子会社の支配人その他の使用人
過去にその会社の業務執行取締役	過去にその会社の業務を執行する取締役
過去にその会社の執行役	過去にその会社の執行役
過去にその会社の支配人その他の使用人	過去にその会社の支配人その他の使用人
過去に子会社の業務執行取締役	過去に子会社の業務を執行する取締役
過去に子会社の執行役	過去に子会社の執行役
過去に子会社の支配人その他の使用人	過去に子会社の支配人その他の使用人

委員会等設置会社については、商法特例法により、実質的に「社外取締役」としての取扱いを受けるためには（例えば、三委員会の構成員、責任限定など）、その会社の執行役を兼ねることはできないような措置が講じられている。

つまり、定義の上では、「現にその会社の執行役である者は、社外取締役となれない」という点が、新しい会社法と現行の商法との違いということになる。

ただ、現行商法の「社外取締役」の定義は、基本的には、監査役設置会社を想定している。つまり、そもそも執行役が存在しない会社を想定した規定なのである。

執行役が設置される委員会等設置会社については、商法ではなく、別途、商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）が規定している。商法特例法では、「社外取締役」の定義そのものは商法の定義を準用している（商法特例法1の3）。しかし、実質的に「社外取締役」としての取扱いを受けるためには（例えば、三委員会の構成員、責任限定など）、その会社の執行役を兼ねることはできないような措置が講じられているのである（商法特例法21の8、商法特例法施行令1など）。

従って、「社外取締役」の要件について、新しい会社法と現行商法との間で、形式的にはともかく、実質的には変更はないと言えるだろう。

Q5：会社法で「社外監査役」の要件は変わったのか？

A5 新たに設けられた会計参与に関する取扱いが整備された点を除いては、現行法と同様である。

会社法では、「社外監査役」を次のように定義している（会社法26）。

株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないものをいう。

上記の定義を、「社外監査役」となることが認められない者という観点から整理し直して、現行商法と比較すると次のようになる（会社法 26、商法特例法 18）。

【社外監査役となることができない者】

会社法	商法特例法
過去にその会社の取締役	就任前にその会社の取締役
過去にその会社の会計参与	-
過去にその会社の執行役	就任前にその会社の執行役
過去にその会社の支配人その他の使用人	就任前にその会社の支配人その他の使用人
過去に子会社の取締役	就任前に子会社の取締役
過去に子会社の会計参与	-
過去に子会社の執行役	就任前に子会社の執行役
過去に子会社の支配人その他の使用人	就任前に子会社の支配人その他の使用人

会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員

会社法で新たに設けられた会計参与制度に関連して、「過去にその会社又は子会社の会計参与となった者は、社外監査役となれない」とされている点が、新しい会社法と現行の商法との違いということになる。それ以外の点では、現行法と同様となっている。

（参照）これまでの「新生「会社法」の気になる用語 Q & A」レポート一覧

レポート名	執筆者	日付	用語
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (1)	横山 淳	2005.06.30	「公開会社」 「親会社・子会社」 「大会社」 「種類株式発行会社」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (2)	横山 淳	2005.07.29	「無償割当」 「募集株式」 「株券発行会社」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (3)	横山 淳	2005.07.29	「取得条項付株式」 「全部取得条項付株式」 「取得請求権付株式」 「取得条項付新株予約権」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (4) (本レポート)	横山 淳	2005.08.25	「役員」 「役員等」 「業務執行取締役」 「社外取締役・社外監査役」